

## ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について (現時点で想定される論点メモ)

### ・前提(検討範囲)

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方

- ・「人の生命の萌芽として」という視点
- ・胎内のヒト受精胚をどう考えるか
- ・胚の時期(特に体外にある場合)

ヒト受精胚以外の胚(人クローン胚等)の取扱いの在り方

- ・検討すべき胚の種類

胚の検討と関連する事項(生殖細胞の取扱いなど)

ヒト受精胚等の検討と大きく関わる生殖補助医療、胎児の取扱い等の状況や他省庁の審議会などにおける様々な検討も視野に入れ、整合性をもちつつ議論することが重要ではないか。

### ・ヒト受精胚等の取扱いの現状

- 生殖補助医療
- 研究利用
- 法的枠組み

### ・ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について

#### 1. 人為によるヒト受精胚の作成について

- 生殖補助医療が目的の場合
- 研究目的の場合
- その他の目的の場合

## 2．ヒト受精胚の取扱いについて（ヒト受精胚の存在を前提に）

### (1) 生殖補助医療の一環として行われる場合

操作 [ 詳細は3 .]

胎内への移植

他者への提供

長期保存

その他

### (2) 研究の一環として行われる場合

操作 [ 詳細は3 .]

胎内への移植

他者への提供

長期保存

その他

### (3) その他の目的の場合

## 3．ヒト受精胚の操作について

生殖補助医療の一環として胎内の移植を前提に行われる場合

（凍結・解凍、着床前診断、核移植等）

研究の一環として行われる場合

（ES細胞の樹立、核移植、遺伝子操作等）

その他の場合

## 4．ヒト受精胚の滅失について

生殖補助医療の中で余剰胚を滅失する場合

研究の結果として滅失する場合

その他の場合

．ヒト受精胚以外の胚（人クローン胚等）の取扱いの在り方について

1．人為による胚の作成について

研究目的の場合

個体を作ること为目的とした場合（人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止）

その他の目的の場合

2．胚の取扱いについて

操作

他者への提供

長期保存

胎内への移植（人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止）

その他

3．胚の滅失について

．ヒト受精胚等の取扱い等の枠組みについて

1．制度の枠組み

2．必要な手続き等について（インフォームド・コンセントの実施、IRBの活用、無償提供等）